

施策評価シート

評価実施年度：平成30年度

事務事業所管部局長
(幹事部局)

健康福祉部長 吉川敏彦

電話番号 0852-22-5230

①施策の目的等

施策の名称	施策Ⅱ-2-5 生活衛生の充実
目的	飲料水、医薬品等の安全性の確保、旅館業や理美容業などの生活衛生関係営業の衛生環境を確保するための監視・指導を強化し、県民の生活環境衛生を守る。

②成果参考指標の目標（実績）と施策の現状、及びその評価

数値目標	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	数値目標	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
生活衛生に関する健康被害発生件数	目標値		0	0	0	0	件	業事に関する健康被害発生件数	目標値		0	0	0	0	件
	取組目標値								取組目標値						
	実績値	0	0	0					実績値	0	0	0			
	達成率	-	-	-	-	-			達成率	-	-	-	-	-	
定性目標	目標値						%	定性目標	目標値						%
	取組目標値								取組目標値						
	実績値								実績値						
	達成率	-	-	-	-	-			達成率	-	-	-	-	-	
平成28年度～平成31年度															
成果参考指標の実績等の補足説明（任意記載）	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業や理美容業等、生活衛生関係営業施設に対して、法に基づく許可、監視、指導等を行い、生活衛生に起因する健康被害の防止を図っている。 ・薬局等に対して、法に基づく許可、監視、指導等を行い、医薬品等に起因する健康被害の防止を図っている。 ・保健所による水道施設への立ち入り検査により、浄水施設等の適正管理や水質状況の把握を行っている。 ・各事業の実施により、生活衛生及び業事に関する健康被害はなかった。 														

③評価時点での施策目的に対する現状

評価時点で施策目的に対する現状 (客観的事実・データなどに基づいた施策の現状や取組状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生関係営業施設（興行場、旅館業営業施設、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所）の監視指導を実施（立入件数423、指導件数3） ・医薬品等の製造業者、販売業者等の監視指導を実施（監視施設数524、違反施設数42） ・毒物劇物の製造業者、販売業者等の監視指導を実施（監視施設数180、違反施設数11） ・温泉法に基づく温泉利用施設等の監視・指導を実施（監視施設数27、指導施設数11） ・水道施設の老朽化に起因する水道水の給水停止・断水はなく、目標日数内を維持（自然災害を除く） ・動物愛護教室やしつけ方教室の開催、愛護週間行事など、愛護思想の普及啓発によって、犬・猫の引取数は年々減少、県計画（引取目標数）は既に達成。しかし、依然として、収容動物を殺処分している現状にある。（H29：犬53頭、猫218頭）
---	---

④総合的な評価

評価時点での総合的な評価	判断	その理由
A:順調に進んでいる B:概ね順調に進んでいる（見直す点がある） C:あまり順調に進んでいない	B	<ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生関係営業施設や薬局等に対して、各法令に基づく許認可、監視・指導の実施、県民に対する情報提供などを行うことにより、生活衛生に関する健康被害は防止できている。 ・水道施設において、法定耐用年数を超える管路の更新、基幹管路の耐震化が全国平均より低い状況である。（平成28年度末耐震化率：全国38.7%、島根県35.5%） ・平成30年4月の島根県西部を震源とする地震の発生時には、1,000戸を超える住宅等が老朽化した水道管破断等に伴う漏水のため断水し、県民生活に影響が生じたこともあり、耐震化に向け対策を推進する必要がある。

⑤課題の認識

(1)平成31年度末の施策目的の達成状況（予測） A:達成できる B:概ね達成できる C:達成は困難	判断	その理由（④の「判断」と異なる「判断」の場合のみ記載）
(2)施策の目的達成に向けての課題	B	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた職員で多数ある生活衛生関係営業施設等に対して法に基づく監視指導を行うには、効率的・効果的に実施する必要がある。 ・水道事業については、最近の人口減少の状況や水道施設の更新需要の増大等、水道を取りまく環境の大きな変化に対応するため、県内の水道が抱える課題や今後予想される課題を把握し、中長期的な視点から県内水道の目指すべき方向性と実現方策等について検討していく必要がある。 ・動物愛護については「動物殺処分をゼロ」とする新たな方向性を打ち出し、以下の課題を設定。（動物愛護思想の更なる強化、動物愛護推進体制の整備、ボランティアとの協働）

⑥今後の取組みの方向性

課題解決に向けての今後の取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生の確保及び医薬品の安全性を確保するためには、各種の法律などに基づく監視・指導を継続していくことが重要であり、マニュアルなどを活用し、適切かつ確実な監視・指導を実施する。マニュアルについては、適宜、見直しを行う。 ・県内の水道の現状や水需給予測などを分析・評価し、水道事業の広域連携を視野に入れた水道の基盤強化のための基本構想をとりまとめる。 ・動物愛護については、ボランティアとの協働等により、動物の殺処分ゼロを目指す。
---------------------	---

施策評価シート別紙2(事務事業一覧)

施策の名称	施策Ⅱ-2-5 生活衛生の充実			
-------	-----------------	--	--	--

(単位:千円)

	事務事業名	目的(意図)	前年度 事業費	今年度 事業費	所管課名
1	生活衛生団体等の育成事業	経営基盤を安定させ、衛生水準の向上を図る。	23,313	23,231	薬事衛生課
2	医薬品等の安全確保事業	医薬品等の安全に提供される体制を確保する。	7,146	9,378	薬事衛生課
3	温泉源の保護と適正活用事業	温泉を適正に利用してもらう。	452	452	自然環境課
4	水道施設・水道水質の維持管理事業	適正に管理された水道を供給する。	350,718	620,932	薬事衛生課
5	動物管理対策事業	動物愛護思想、適正飼養の定着を図り、動物による環境侵害等の発生を防止する。	22,522	34,881	薬事衛生課
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					